

## 学校感染症の種類と出席停止期間

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱・南米出血熱・痘そう・ペスト ・重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） ・中東呼吸器症候群（病原体がMARSコロナウイルスであるものに限る） ・クリミア・コンゴ出血熱・マールブルグ病 ・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア ・特定 鳥インフルエンザ（H5N1、H7H9） ・新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 その他の伝染病 手足口病・伝染性紅斑・溶連菌感染症 ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症 ・流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎） ・ヘルパンギーナ 他	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

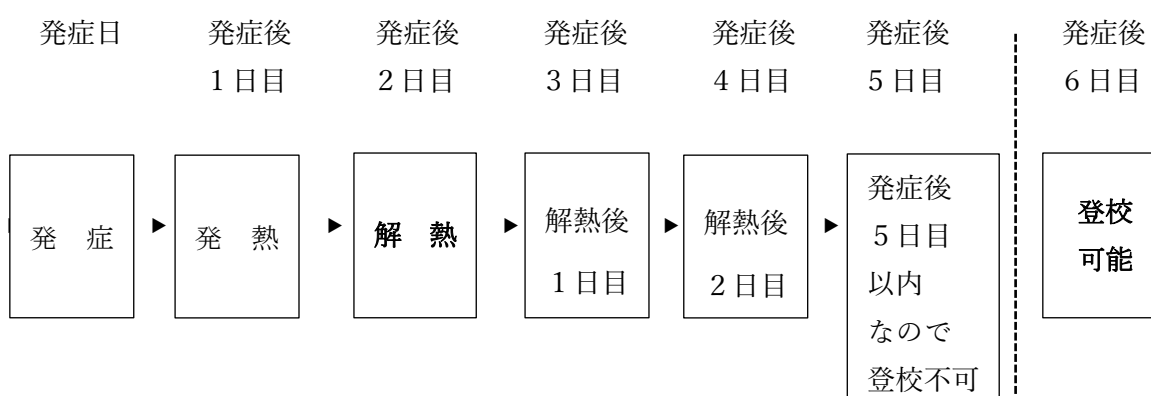
出席停止の日数の数え方としては、発症日を0日目として数えます。裏面にインフルエンザで出席停止となったときの例を載せましたので、数え方の参考にしてください。

## インフルエンザによる出席停止期間の基準

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

インフルエンザの出席停止の日数の数え方については、発症した日を「0」日として5日を経過し、かつ、解熱日を「0」日として、2日経過をするまでとしてください。

### 発症後2日目に解熱した場合の判断



### 発症後4日目に解熱した場合の判断

